

「国民生活センターの国への移行を踏まえた  
消費者行政の体制の在り方に関する検討会」の運営に関する事項について（案）

平成 2 4 年 2 月 22 日

「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」運営要領第 5 条に基づき、検討会の運営に関し、次の通り定める。

1. 検討会の開催予定に関する日時、開催場所等については、ホームページ等で公開する。
2. 検討会の傍聴を認める。但し、座長は、会場の都合等により、傍聴を制限することができることとする。
3. 会議の撮影及び中継は不可とする。（報道関係者が、会議の冒頭等において全体の風景を撮影する場合を除く。）
4. 検討会の終了後、検討会の議事の模様を動画で配信する。
5. 委員は、検討会に資料を提出する場合、原則として、開催の日の 2 営業日前までに、事務局に資料を提出する。資料の取扱いは、座長が決定する。